

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保

第1項 活動方針

- 市災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、市災害対策本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生時の情報収集	防災総括部	災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策活動の実施	各部	災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市の活動体制

「第3部第1章第1節 準備・警戒体制の確保 <市が実施する対策>」に基づき実施する。

2 災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市内に災害が発生した場合、市は、警察、消防機関や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

3 災害派遣要請等の実施

自衛隊への災害派遣要請(応急措置の実施要請)が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に基づき、県への派遣要請(応急措置の実施要請)の要求を行う。

4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 非常災害対策本部の設置

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

2 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国务大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 活動体制の整備

県内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画又はその他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 通信機能の確保

第1項 活動方針

- 災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。
- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	防災総括部、消防本部	【発災直後】 市災害対策本部設置後速やかに	・市、防災関係機関 ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	防災総括部、消防本部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・防災関係機関
通信設備の応急復旧	防災総括部、消防本部	【発災24時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・防災関係機関

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、市⇄県、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

市防災行政無線	地上系無線	・市→市民へ戸別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と公共施設等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県⇄消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・県⇄(地方部)⇄市町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより市民に情報提供を行う	・地震に対し、相対的にかなり弱い
消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い

■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

(1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、NTT西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱

われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22 時以降～翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付)

- ・非常扱いの電報であること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22 時以降～翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信を利用して通信するものとする。

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(5) 市防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び報告状況等を把握するため、市防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

(6) 県防災行政無線による通信

災害時において、市、県等防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用し、幅広く正確な情報交換を行う。

(7) 防災相互通信用無線による通信

防災対策に関する通信を相互に行うため島ヶ原支所、阿山支所及び青山支所に配備している防災相互通信用無線を活用して、県及び県内各市町と情報の受発信を行うこととする。

(8) 孤立地域の通信

災害により孤立した地域で電話等が不通になった場合は、特定地域の公民館等に設置している MCA 無線機等を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

(9) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県災害対策本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、警戒レベルが付された避難勧告等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

3 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

風水害等の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に注意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っていくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に使用をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア トラフィック疎通状況（通信回線やネットワーク上で送受信される信号やデータの情報量及びその流れ）

- ① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

イ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。
なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ② テレビ・放送回線の救済
- ③ 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- ① 移動無線機等の活用
- ② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ③ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ④ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ① 重要加入者及び重要専用線の救済
- ② 公衆電話の復旧
- ③ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ 復旧方法

- ① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

3 孤立地域の通信の確保

災害による孤立の可能性がある特定地域の通信途絶を防止するため、災害時における通信の確保を図る。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には適切な通信手段を用いて相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災害対策本部への連絡員派遣

市災害対策本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災害対策本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求

第1項 活動方針

○市民の人命、財産を保護するために市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、基本法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への自衛隊災害派遣要請の要求	防災総括部	【発災3時間以内】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	防災総括部	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊)
撤収要請	防災総括部	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、伊賀地域防災総合事務所長を経由して知事に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

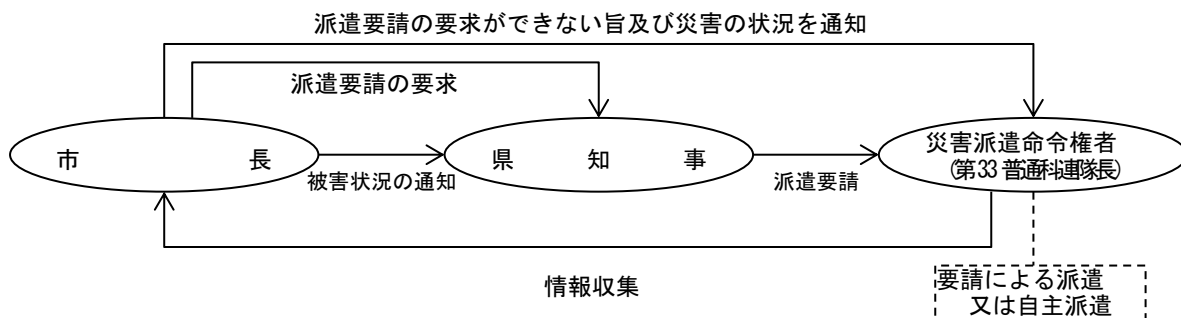
なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
三重県防災対策部災害対策課	津市広明町13番地	059-224-2186
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町975	059-255-3133 (内線236、夜間302) 三重県防災行政無線20-4010

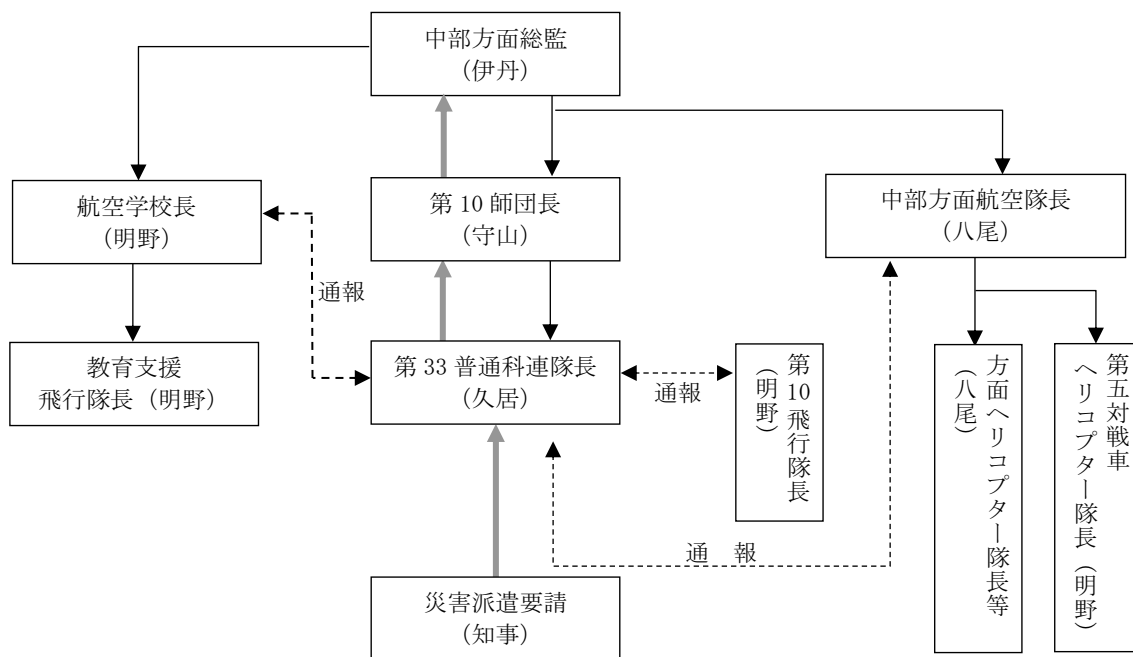
〔災害派遣の要請手続き系統図〕



≪災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）≫

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

〔陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図〕



凡 例	
→ (Solid arrow)	災害派遣要請系統
→ (Dashed arrow)	災害派遣時の指揮系統

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（しらさぎ運動公園等の野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請書により撤収要請を行う。

(5) 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は、航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(6) 航空機による災害派遣とヘリポートの指定

市が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受入のためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

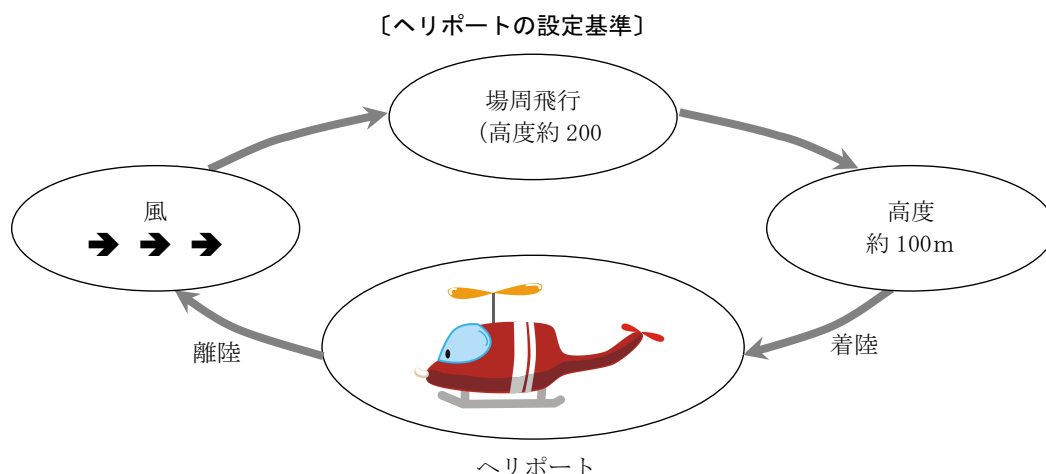
ア 航空機派遣要請の受入れ準備

- ① 派遣要請を行う場合は、前記「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県に連絡を行うこと。
- ② ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- ③ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのⓐ印を造形し、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- ④ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- ⑤ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡手段を確保しておくこと。

イ ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告すること。

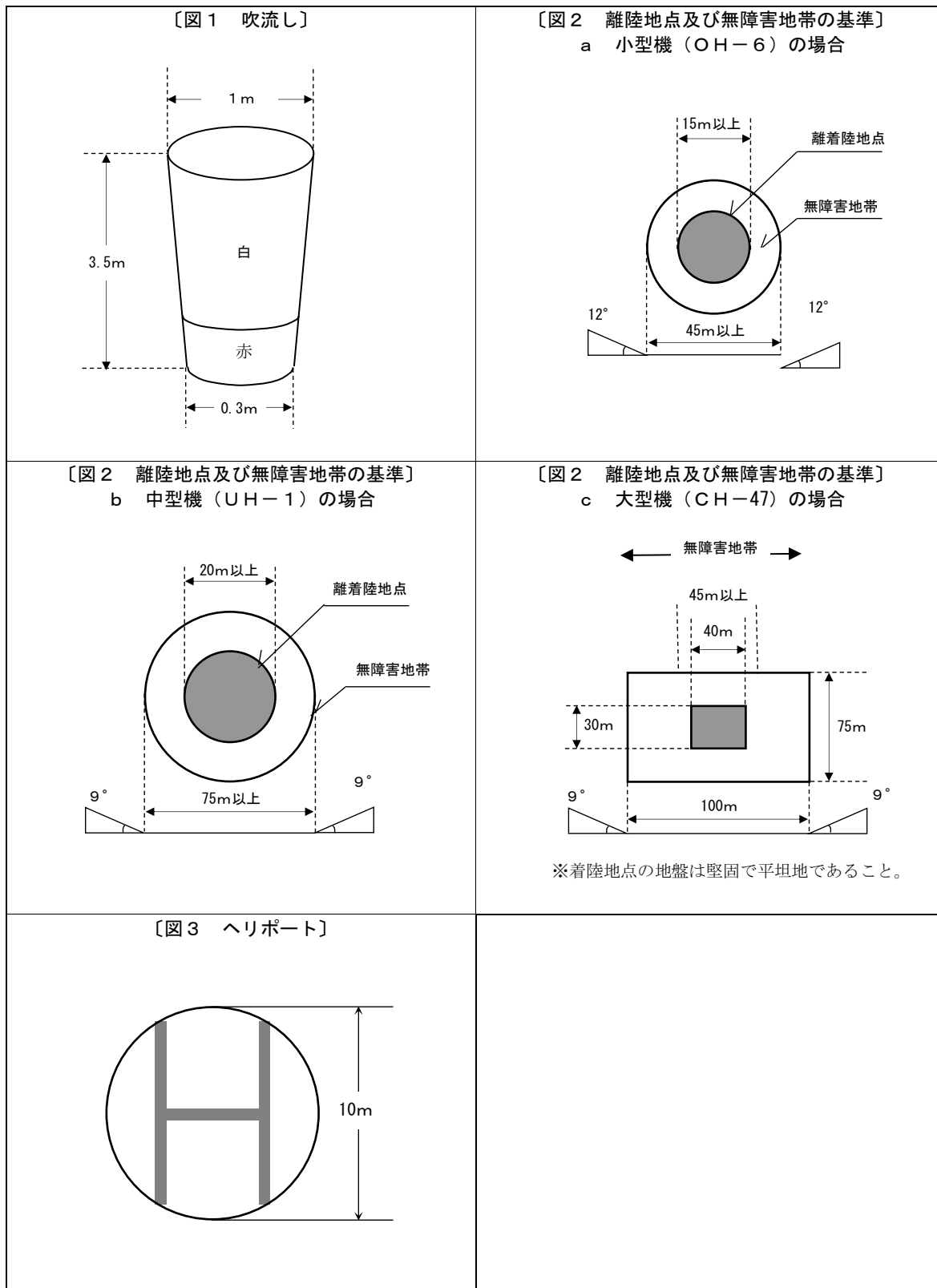
- ① 面積を変更した場合
- ② 地面に新しく建物又は建築物が施設された場合
- ③ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- ④ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの侵入に新しく障害を加えた場合
- ⑤ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合



設定にあたっては次の事項に注意する。

- a ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- b 地面は堅固で傾斜 9° 以内であること。
- c 四方に仰角 9° （OH-6の場合は 12° ）以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- d 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹き流し又は旗を立てる。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- e 着陸地点には石灰等を用いて、Ⓜの記号を標示して着陸中心を示す。（図3）
- f 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- g 大型車両等が進入できること。
- h 林野火災対策に使用する場合は、面積（ $100\text{m}\times 100\text{m}$ 以上）、水利（ 100t 以上）を考慮する。
- i ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

(7) 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い



■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- (1) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- (2) 災害に際し、県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 市民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、県又は、市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡にあたらせる。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙) 災害派遣要請書 (知事あて)

年 月 日

知事あて

(市長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙) 撤収要請書 (知事あて)

知事あて

年 月 日

(市長) 印

自衛隊の撤収要請の要求について

このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時
年 月 日 時 分

2 派遣要請日時
年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

第1項 活動方針

○災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
○大規模な災害と認められる場合、初期段階で概括情報を収集し、災害規模の把握に努める。
○災害関連情報の提供等に当たっては、市民や地域の協力を積極的に求める。
○災害関連情報の提供や広報においては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	防災総括部、企画振興部 (地域支援班・各支所)	【発災1時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
被害情報等の収集	防災総括部、企画振興部 (地域支援班・各支所)	【発災1時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
市民等の安否情報の収集	防災総括部、企画振興部 (地域支援班・各支所)	【発災1時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
通信ボランティアの活用	防災総括部	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)
市民への広報・広聴	企画振興部、防災総括部	【随時】	・災害関連情報全般 (防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集・連絡

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

また、収集した情報は、迅速に災害対策本部に連絡するものとする。

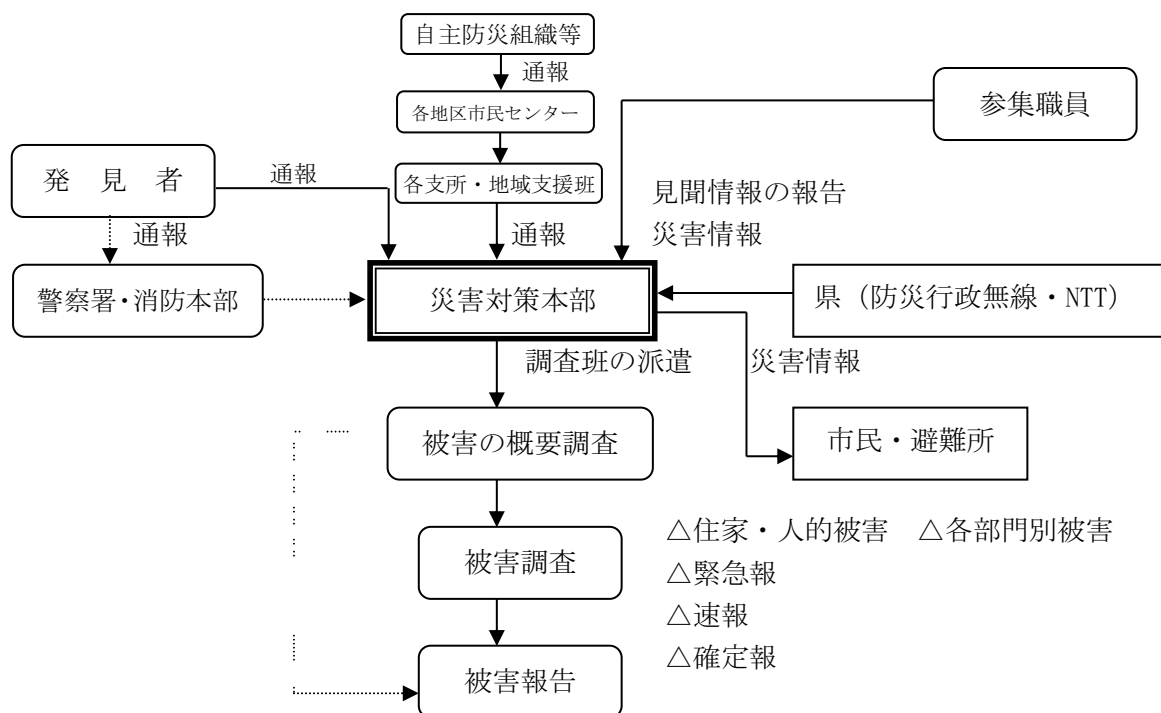
(2) 情報の連絡手段

市は、防災関係機関から、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災情報システム、携帯電話等の通信手段で情報連絡を受けるものとする。

2 収集すべき情報の内容

市は、防災関係機関から災害情報等を収集する。災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね次のとおりである。

〔情報収集・報告の流れ〕



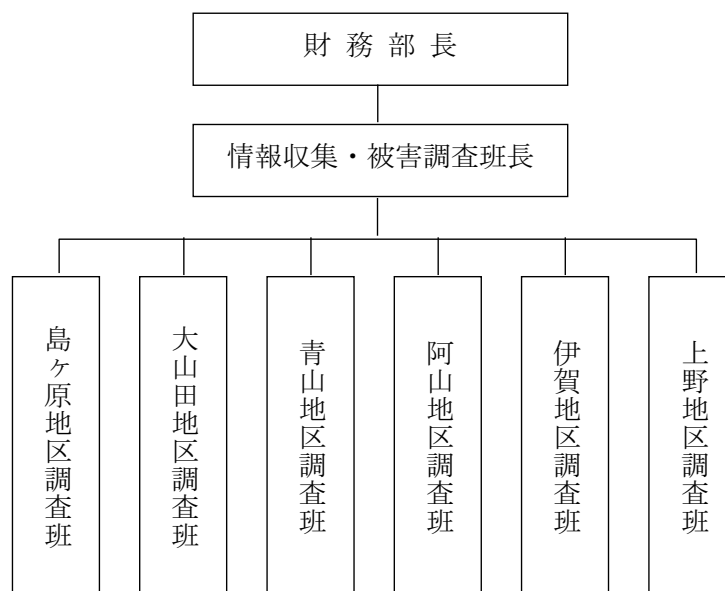
〔防災関係機関から収集する情報の内容〕

必要な情報	主な情報収集機関
①災害の発生状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
②死者、負傷者の状況及び被災者の状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
③家屋の倒壊	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	伊賀警察署、名張警察署、中部電力、電気通信事業者、消防本部、消防団、住民自治協議会、自治会等
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、伊賀警察署、名張警察署、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社、三重交通等
⑥堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、伊賀警察署、名張警察署
⑦市民の避難状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団
⑧学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	伊賀警察署、名張警察署、施設の管理者
⑨生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県環境生活部、伊賀警察署、名張警察署
⑩治安状況	伊賀警察署、名張警察署
⑪各機関の行った応急対策	各防災関係機関（住民自治協議会、自治会等）

3 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るため、各部各班において、所掌事務に基づき被害状況の調査を実施するものとするが、本調査のうち、特に人的及び建物の被害調査については、次のとおり調査部を編成し、調査を担当するものとする。

〔調査部の編成〕



※ 各地区調査班に地区調査班長を置く。

4 被害状況等の収集及び報告

(1) 災害の報告

市内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、三重県防災情報システムを通じて県にその状況等を報告する。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

イ 総務部長は報告を取りまとめ、遅延なく危機管理監に、危機管理監は県へ報告する。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ① 概況速報
- ② 災害速報
- ③ 被害速報
 - a 中間報告
 - b 確定報告

イ 報告の内容と時期

① 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式（1）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、市から伊賀地域防災総合事務所を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。なお、様式（1）の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告する。

- a 救助法の適用基準に合致するもの
- b 県市が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで、市は直接消防庁へ連絡する。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第1報を伊賀地域防災総合事務所のほか、直接消防庁に対しても報告する。

なお、県と連絡が取れるようになったあとの連絡は、原則に戻って県に対して行う。

② 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式(2)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市から伊賀地域防災総合事務所を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行う。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(1)による住家等被害状況速報を、伊賀保健所を経由して県災害対策本部に報告する。

③ 被害報告

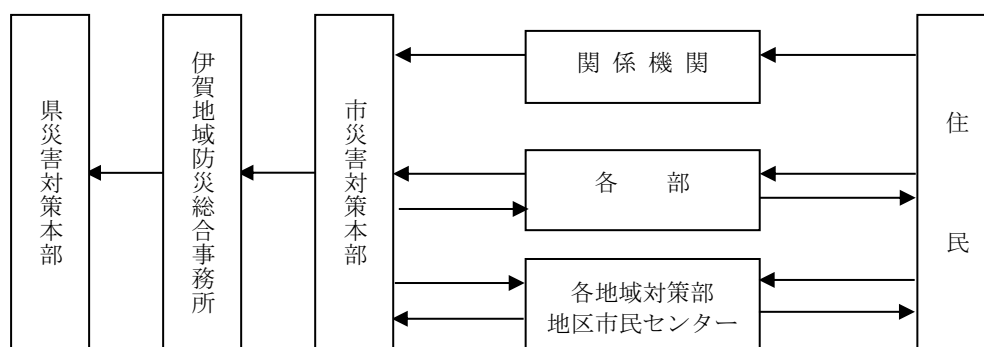
a 中間報告

前記①、②の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式項目により県関係地域機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。報告要領は、「a 中間報告」のとおりとする。

〔災害報告系統図〕



被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だ著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 ※住家被害戸数については「独立して家庭生活を営む事ができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定するものとする。 ※「損壊」：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの。 ※「主要な構成要素」：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を滅失したもので、即ち住家の損壊が甚だ著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。	
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス数枚程度割れたものは除く。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	例えば、市庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設。	

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

道 路	道路法に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。 ※がけ崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、「道路崩壊」、「道路閉塞」として記入する。
橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
砂 防	砂防法に規定する砂防施設及び同法が準用される砂防のための施設、又は同法の規定によって同法が準用される天然の河岸。
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設。
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。
電 話	災害により通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
水 道	断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り 災 世 帯	災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
り 災 者	り災世帯の構成員。
避 難 の 状 況	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発表状況並びにそれらの情報による避難者数

様式(1)

[災害概況速報]

報告日時	
市町村名	
報告者	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月	日	時	分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

第4部 発災後の応急対策
 第1章 災害対策本部活動の実施

様式(2)

[被害状況速報]

都道府県				区分				被害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha			
					冠	水	ha		
				畑	流失・埋没	ha			
					冠	水	ha		
報告者				文教施設	箇所				
				病院	箇所				
区分		被害		道路	箇所				
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所				
	行方不明者	人		河川	箇所				
	負傷者	重傷	人	港湾	箇所				
		軽症	人		砂防	箇所			
住家被害	全壊		棟	その他	清掃施設	箇所			
			世帯		崖くずれ	箇所			
			人		鉄道不通	箇所			
	半壊		棟		被害船舶	隻			
			世帯		水道	戸			
			人		電話	回線			
	一部破損		棟		電気	戸			
			世帯		ガス	戸			
			人		ブロック塀等	箇所			
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟	り	災世帯数	世帯				
		世帯	り	災者数	人				
		人							
非住家	公共建物			火災発生	建物	件			
	その他				危険物	件			
					その他	件			

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況				
公立文教施設	千円				都道府県			
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円				市町村			
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	千円							
そ の 他	農業被害	千円		災害救助法適用市町村				
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円			計	団体		
被 害 総 額	千円			消防吏員出動人数	人			
				消防団員出動人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 							

※被害額は省略することができるものとする。

様式(3)

被害速報受信票

人的被害の状況

発生(覚知)日時	発生場所	原因	年齢 性別	状況	氏名 職業	住所

住家等被害の状況

発生(覚知)日時	発生場所	原因	種別 その他	棟数	世帯数	人数	状況

避難の状況

発生(覚知)日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

市町村道路通行止めの状況

発生(覚知)日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原因	摘要

道路情報

発生(覚知)日時	番号	道路管理者 路線名	箇所名(規制区間)	規制原因 規制内容	規制(災害) 解除見込み日時	迂回路有無 迂回路線名	摘要

交通機関の状況

発生(覚知)日時	名称	運休区間	復旧見込み日時	原因	摘要

地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知）日時	発生場所	状況	人的（家屋）被害の有無		摘要
			有	無	

ライフラインの状況

発生（覚知）日時	名称	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込時間	摘要

水道被害の状況

発生（覚知）日時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

火災の状況

発生（覚知）日時	発生地域	火災の状況	火災件数	摘要

田畑の状況

発生（覚知）日時	発生場所	田 (ha)		畑 (ha)		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

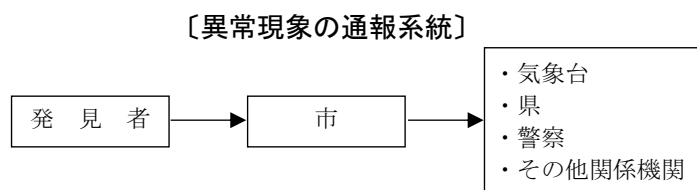
その他の状況

発生（覚知）日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 気象台
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関



5 通信ボランティアの活用

(1) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、インターネットの利用者やアマチュア無線家といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

(2) ボランティアの募集

ア インターネット利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促すものとする。

イ アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部、伊賀地区防災アマチュア無線連絡協議会及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。

6 市民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な市民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、市災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会等及び自主防災組織はお互いに協力し、災害時に市民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

(1) 市災害対策本部

市災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における市民等の安否情報を集約する。

(2) 市民

市民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。又、災害伝言ダイヤル等を活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、市民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難所等）をあらかじめ定めておき、市民に周知しておくものとする。

また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集しない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で、収集した市民の安否について、各市民センターを通じて災害対策本部へ報告するものとする。

（参考）主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ、次の機関により収集する。

1 西日本旅客鉄道株式会社

関西本線、草津線

亀山鉄道部伊賀上野分所（電話 0595-21-9783）

関西本線（柘植－島ヶ原）

草津線（柘植）

- 2 近畿日本鉄道株式会社
平日の昼間 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部大阪輸送統括部運行課
(電話 06-6775-3433)
平日の夜間及び土、日、祝日 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部大阪輸送統括部運行課
(電話 06-6772-9436) 鉄道路線全線
- 3 三重交通株式会社
昼間 三重交通株式会社運転保安部運転指導課
(電話 059-229-5537)
夜間 三重交通株式会社伊賀営業所
(電話 0595-66-3715)
バス路線全線
- 4 近鉄バス株式会社
昼間 近鉄バス株式会社管理課
(電話 06-6618-5306)
夜間 近鉄バス株式会社布施営業所
(電話 06-6781-3231)
伊賀大阪高速バス路線
- 5 伊賀鉄道株式会社
伊賀鉄道株式会社上野市駅
(電話 0595-21-3231)

7 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災情報システム等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害発生状況（被害状況）
- ② 気象状況
- ③ 災害対策本部に関する情報
- ④ 救助・救出に関する情報
- ⑤ 避難に関する情報
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 二次災害危険性に関する情報
- ⑧ 主要道路状況
- ⑨ 公共交通機関の状況
- ⑩ ライフラインの状況
- ⑪ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬ 公共土木施設状況
- ⑭ 防疫・衛生に関する情報
- ⑮ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑯ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰ 住宅に関する情報

⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

また、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■市民や自主防災組織が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報するよう努める。

(2) 市民による安否情報の収集

市民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておく。また、災害用伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努める。

(3) 自主防災組織による安否情報の収集

自主防災組織は地域内市民の正確な安否情報を把握するため、大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内市民に周知しておく。

また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集していない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内市民の安否について市災害対策本部へ報告する。

第5節 県内市町間応援・受援体制の整備

第1項 活動方針

<p>《応援体制》 ○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する。</p> <p>《受援体制》 ○県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の支援の受け入れ体制を構築する。</p>
--

第2項 主要対策項目

応援体制

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	防災総括部	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
情報収集のための職員の派遣	防災総括部	【発災72時間以内】 各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討	防災総括部	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援体制の構築	防災総括部	【要請受理後24時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

受援体制

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	防災総括部	【発災12時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	防災総括部	【発災72時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	防災総括部	【発災72時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況
受援体制の構築	防災総括部	【発災72時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、関係市町間での定めによることとするとともに、県災害対策本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災

害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定ほか各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

市災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点場所を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

第1項 活動方針

- 道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう交通を確保する。
- 発災後の、緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急輸送道路及び緊急交通路を迅速に確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	防災総括部・建設部(土木河川班)・消防本部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	建設部(土木河川班)・消防本部	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	建設部(土木河川班)・消防本部	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、県等関係機関と連携し、主要道路等の監視用テレビカメラの活用やパトロールなどにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

2 道路パトロール時における緊急時の措置

(1) 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(2) 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに市災害対策本部及び関係機関にその状況を報告し、通行規制等を実施する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第4項及び第6項の規定により警察官のとりる措置を行う。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

(4) 住民等への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3 交通規制の実施

基本法第76条の3第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

また、基本法第76条の6に基づき、道路管理者は、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動すること等を命じることができる。

4 災害輸送の方法

(1) 主な輸送手段

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急輸送手段を確保するため、市が保有する車両等の一括管理により緊急車両を調達する。

(3) 輸送力の確保

- ア 市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成するものとする。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。
 - ① 乗合自動車、貨物自動車
 - ② 三重交通株式会社伊賀営業所
 - ③ 特殊自動車
 - ④ 三重県トラック協会伊賀支部

(4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料や庁舎（対策本部）等で使用する燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

5 緊急通行車両等の確認

(1) 事前届出制度

- ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両等として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- イ 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

(2) 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

災害時において事前届出済証を携行している車両の使用者に対し緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急通行車両等確認の取扱い

上記(2)の緊急通行車両等の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び災害時に設置される交通検問所において取り扱うものとする。

6 緊急交通路の周知

消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関

係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県警察の対策>

1 緊急通行車両等の確認

(1) 事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両等として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

(2) 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

災害時において事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急通行車両等確認の取扱い

上記(2)の緊急通行車両等の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び災害時に設置される交通検問所において取り扱うものとする。

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、警察官の取る措置を行う。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所道路の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

4 排水作業の実施

冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

(3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

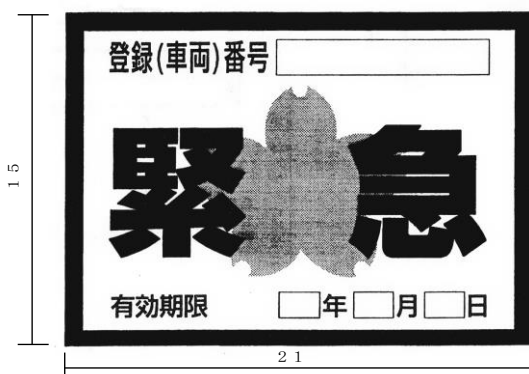
〔通行の禁止及び制限の標示の様式〕



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

〔緊急通行車両標章〕



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2節 水防活動

第1項 活動方針

○災害後の河川、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備(水防施設の安全点検)	産業振興部(農業施設班)、建設部(土木河川班)・各支所	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体(市) ・県水防支部(各建設事務所)
水門等の操作	産業振興部(農業施設班)、建設部(土木河川班)・各支所	【発災のおそれがある場合】 河川水位や潮位等の状況に応じ	・気象情報等(気象台) ・河川水位情報(各河川管理者)
応急復旧工事の実施	産業振興部(農業施設班)、建設部(土木河川班)・各支所	【発災24時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体(市) ・県水防支部(各建設事務所)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 監視、警戒体制

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で区域内の河川堤防やため池を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該施設等の管理者及び市災害対策本部に報告しなければならない。また、監視・観測機器の設置にも努める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で重要な箇所を重点的に巡視し、特に異常を発見した場合は、直ちに当該河川堤防等の管理者及び市災害対策本部に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 水防組織

知事から指定水防管理団体に指定されている本市においては、的確な事前措置及び応急対策を講ずるよう、その規模、地勢条件に応じ、市水防計画に準じて、災害に即応できる有効適切なる水防体制を確立する。また、出水時には、土のう積みなど迅速な水防活動を実施するよう努める。

特に、水防団(消防団)は、市、関係機関と連携し、水防作業の主導的な役割を担うものとする。

なお、水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

3 水門等の操作

河川管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水等の発生を未然に防止するため、管理する堰・水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係地域や管轄警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

4 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、水門等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長、消防団長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 公共施設被災時の応急対策

第1項 活動方針

○市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路・橋梁にかかる応急対策	建設部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(道路管理者等、防災関係機関(出先機関含む))
土砂災害発生時の応急対策	建設部、 産業振興部	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む))
農業用施設にかかる応急対策	産業振興部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む))
林業用施設にかかる応急対策	産業振興部	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況(防災関係機関(出先機関含む))

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 農業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

農業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

4 林業用施設にかかる応急対策

(1) 被害情報の収集

林業用施設について、的確な被害情報の収集を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者が実施する対策＞

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「＜市が実施する対策＞1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策

第1項 活動方針

○上下水道等について、被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設の応急対策活動	上下水道部、建設部	【発災3時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害状況

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 上水道施設(市管理)の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し、市災害対策本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設(市管理)の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を把握し市災害対策本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア 関係部署等への情報伝達体制の確保

イ 施設・設備等の被害状況の把握

ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車やインターネット等により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
 - a 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要変圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
 - ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。
 - a 道路及び建物の被害状況
 - b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - c ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

災害発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車やインターネット等により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

- (1) 協会員及び市災害対策本部、関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。被害状況は早急に把握し、二次災害の防止に努めるものとする。また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設等におけるLPガス設備の安全総点検を実施する。
- (2) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の

- 元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (3) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (4) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

＜コミュニティガス販売事業者の実施する対策＞

「＜都市ガス事業者が実施する対策＞」及び「＜LPガス販売事業者の実施する対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者の実施する対策＞

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 ＜その他防災関係機関が実施する対策＞ 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

「第4部第1章第2節 通信機能の確保 ＜その他防災関係機関が実施する対策＞ 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通線区
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消

防等に協力を依頼する。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策＞

1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、乗客等の被害状況の把握
- ウ 市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通区間
- オ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ア 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ウ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

第5節 ヘリコプターの活用

第1項 活動方針

○風水害の発生により、市内で甚大な被害が発生し、陸上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
ヘリコプターの応援要請	防災総括部、消防本部	【発災3時間以内】 ヘリコプターが必要な場合速やかに	・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)
活動拠点の確保(受入体制の構築)	防災総括部、消防本部	【発災3時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況 (各施設管理者)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 応援要請の方法

緊急を要する要請であるので電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運行要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)」で要請する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

区分	連絡先	N T T回線	地域衛星通信ネットワーク
平日	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-11 FAX 024-145-19
夜間・休日	三重県防災航空隊 宿直室	TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557	TEL 024-145-12 FAX 024-145-17

2 活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等でヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

- (3) 災害応急対策活動要員、資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食材、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

3 受入体制の構築

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

(1) 連絡調整

市災害対策本部において連絡調整を行う。

(2) 受入れ場所

原則としては県に届出している飛行場外離着陸場とするが、状況によってはその時点での判断も行う。

(3) 安全対策等

ヘリコプターの受入れ時の安全対策等については、消防本部の指示に従う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1 被害情報の収集

風水害の発生により、市内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、市災害対策本部等、関係機関との情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

市災害対策本部から要請があった場合には、市災害対策本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動

第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急活動	防災総括部、消防本部、各支所	【発災1時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察) ・応援要請(県、市町)
消防活動	防災総括部、消防本部、各支所	【発災1時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察) ・応援要請(県、市町)
活動拠点の確保	防災総括部、消防本部、各支所	【発災6時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察)
資機材の調達等	防災総括部、財務部(調達班)	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察)
惨事ストレス対策	健康福祉部(救助防疫班)	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動の実施

市は、消防本部及び消防団等市の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

【救助活動】

(1) 実施機関

市災害対策本部は、伊賀警察署、名張警察署及び自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

(2) 救助対象

災害により救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- ア 火災時に渦中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合

カ その他これに類する場合

(3) 救助の手順

ア 市災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは、直ちに全力を挙げて救出活動を実施する。なお、救出困難と認められたときは、伊賀警察署、名張警察署、自主防災組織、市民等の応援を得て実施する。

イ 救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に合った医療機関、その他に搬送する。

(4) 救助活動

り 災者の救出は、市災害対策本部において迅速に実施することを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察署及び自衛隊等と緊密な連携をとり、万全を期するものとする。

ア 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。

イ 市は、災害が大規模な場合は、県、市及び消防組合と締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

(5) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続き市災害対策本部が、伊賀警察署、名張警察署、地域住民等と協力して実施する。

イ 行方不明者や搜索された死体については、リストに整理する。

ウ 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。

エ 搜索が困難な場合には、県に応援を要請する。

(6) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、消防機関、警察、自衛隊等の応援要請を県に依頼するものとする。

【救急活動】

(1) 市は、医療機関・福祉事業所等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町への搬送の応援を必要とする場合、救助活動同様、県に対し関係機関への応援出動を要請する。

(3) 市は、平常時において、市民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図るものとする。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

市は、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに市内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「伊賀市における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

消防相互応援協定を締結している県内市町等から応援要請があった場合は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

3 活動拠点等の確保

市は、県と連携して自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の応援部隊や、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

4 重機・資機材の調達等

(1) 消防活動に必要な重機・資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための重機・資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努めるものとし、救急救助資機材の所在について、あらかじめ周知する。

(2) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

大災害が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要する。被災地の地元住民や自主防災組織、自治会等は、初期救助活動を行う。

2 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、自治会等は、応急手当及び医療機関への搬送を行う。

3 初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間

を要する。このため、被災地の地元住民や自治会等、自主防災組織、消防団等は出火防止、初期消火及び延焼防止活動を行う。

4 資機材の調達等

地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

第2節 医療・救護活動

第1項 活動方針

- 大規模災害が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	健康福祉部(救助防疫班)・消防本部・市民病院	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等
医療・救護活動	健康福祉部(救助防疫班)・消防本部・市民病院	【発災後3時間以内】 医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等
医薬品等の確保	健康福祉部(救助防疫班)・市民病院	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	健康福祉部(救助防疫班)・市民病院	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(医療機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 救護活動

(1) 実施体制

市は、一般社団法人伊賀医師会、名賀医師会、一般社団法人伊賀薬剤師会と協力して、速やかに救護活動の要請を行う。医療救護班を中心として活動するほか、DMAT(災害派遣医療チーム)の受入・派遣にも協力する。

(2) 救護班の編成

ア 直轄救護班の編成

一般社団法人伊賀医師会、名賀医師会からの派遣医師が加わり、次のように編成する。

派遣医師 1名 薬剤師 1名 看護師 2名 保健師 2名

イ 伊賀医師会、名賀医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成計画が立てられているので、必要に応じて協力を依頼する。

- ① 伊賀医師会長、名賀医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。
- ② 救護班の編成は、伊賀医師会、名賀医師会班組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。
- ③ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に

救護にあたる。

- ④ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。
- ⑤ 大きな災害があるときは、各班からの連絡者（事務員、その他）を本部に派遣する。
- ⑥ 本部を伊賀医師会、名賀医師会とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

(3) 救護所の設置

- ア 救護所の設置場所は、各支所及び拠点避難所、診療所、保健福祉センターなどを候補地とする。
- イ 避難所及び現地から救護要請があったときは、直ちに出動するものとする。
- ウ 避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。
- エ 状況に応じて救護所を現地又は避難所に設置する。
- オ 必要に応じ、伊賀医師会、名賀医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。
- カ 住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。
- キ 救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

3 医療活動

(1) 実施責任機関

- ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産救助は、市が実施する。なお、救助法が適用される場合、知事が救助にあたる。また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができる。
- イ 県は、市から要請があった場合、県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

- ア 医療救助
医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- イ 助産救助
災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

ア 医療救護班の派遣による実施

市長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の県地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

① 救護所（現地医療活動場所）の場合

a 設置期間

災害発生直後数日間

b 設置者

市等

c 設置場

市があらかじめ選定した候補地（休日応急診療所等）の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d 役割

- (a) 医療のトリアージ
- (b) 応急措置
- (c) 周辺医療機関への搬送指示
- (d) 遺体の一次収容
- (e) 遺体の検視・検案に対する協力

② 避難所救護所の場合

a 設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護所の撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、医師会と行政(県災害対策本部、地方部、市災害対策本部)とが協議して決定する。

b 設置場所

避難所内周辺

c 設置者

市等

d 役割

- (a) 避難者の健康管理等の長期的ケア(内科、健康診断等)
- (b) その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

イ 医療機関による方法

① 市内の医療機関による実施

市は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間、市内の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

伊賀市立上野総合市民病院による医療活動

伊賀市立上野総合市民病院は、被災地域の状況に応じ来院が多数であると見込まれるときには、トリアージポストを設置すると同時に、医療器材、医薬品のほか、搬送用ストレッチャーや担架、トリアージタグ、机・椅子等の物品を調達し、案内表示板の設置や搬送ルートの確保に努める。

また、病院連携による後方病院への患者輸送とともに、被災状況に応じてDMAT等とも連携し、広域搬送を実施する。

② 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ 患者搬送及び収容の実施

現地救護所及び市内一次医療機関等で対応できない患者は、地域内の災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施するものとする。

地域内の災害拠点病院等で対応できない患者は、災害拠点病院等で医療処置を受けた後、DMAT広域医療搬送要領等に基づき航空機等により地域外の災害拠点病院等へ搬送する。

エ 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県地方部長を通じて三重県地方災害対策部へ応援を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ 病院、診療所等との連携体制

市災害対策本部は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救

護を行う。

(4) 費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令（以下「救助法施行令」という。）第5条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

① 市の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担する。

② 県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁する。

③ 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

(5) 消防機関による患者搬送

消防機関は、市長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

4 医療施設の応急復旧

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合には、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

5 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を市、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

6 収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、被災地もしくは被災地周辺の救急病院等の医療機関及び災害拠点病院へ収容する。

7 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は、県を含む関係機関に対し、医薬品等の支給を求める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関の実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- (1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- (2) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- (3) 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市長からの派遣要請を待たなくとも、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4) 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送

医療機関は、市長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車等を災害現地に出動させ、傷病者を搬送する。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- (1) 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- (2) 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

第1項 活動方針

- 避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 近隣市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して市の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	防災総括部・人権生活環境部・健康福祉部・産業振興部・建設部・消防本部・各支所・施設(市指定避難所)管理者	【発災のおそれがある場合】市の避難指示等発表後速やかに	・避難指示等
避難誘導等	防災総括部・建設部・消防本部・各支所・施設(市指定避難所)管理者	【発災のおそれがある場合】市の避難指示等発表後速やかに	・避難所施設
避難所の開設等	防災総括部・人権生活環境部・健康福祉部・産業振興部・建設部・消防本部・各支所・施設(市指定避難所)管理者	【発災のおそれがある場合】必要な状況があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

2 避難情報の三類型の啓発

本市には土砂災害警戒区域等、多くの災害危険箇所がある。近年の風水害被害でも、要配慮者対策の必要性が高まっているため、「避難勧告」「避難指示(緊急)」の前段階の情報として「避難準備・高齢者等避難開始」を発表し、市民に情報内容と行動規範を啓発する。

3 避難の指示等

(1) 避難の勧告又は指示等

災害による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、市長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

降雨等による水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該

地域住民が警戒避難しうよう、周知のための必要な措置を講ずる。

また、市長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難の勧告又は指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時における避難の勧告等について、その判断に遅れを生じることがないようにする代理規定は、本部要綱によるものとする。

4 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は退去を命じるものとする。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を使う吏員が現場にいない場合、又はこれらのものから要求のあった場合、市長の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

5 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	法第60条
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	法第60条
警察官 (指示) 警察官 (措置)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	法第61条
消防長又は署長、 その委任を受けた 消防吏員又は団員	火災	火災発生のおそれが大きく、発生したときに人命財産に著しい被害を与えると認められる場合(火災警戒区域)	消防法23条の2
消防吏員 又は団員	火災	火災現場で消火等の活動を行うために区域の確保が必要な場合(消防警戒区域)	消防法28条
職員	災害全般	災害による著しい危険が切迫していると認められるとき	地方自治法第153条 第1項
知事、その命を 受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第(昭和24年法律第136号)第22条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法(昭和32年法律第30号)第25条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

6 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。

- (1) 大規模な災害が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。

- (3) 土砂災害警戒情報が発表された場合。
- (4) 爆発のおそれがあるとき。
- (5) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

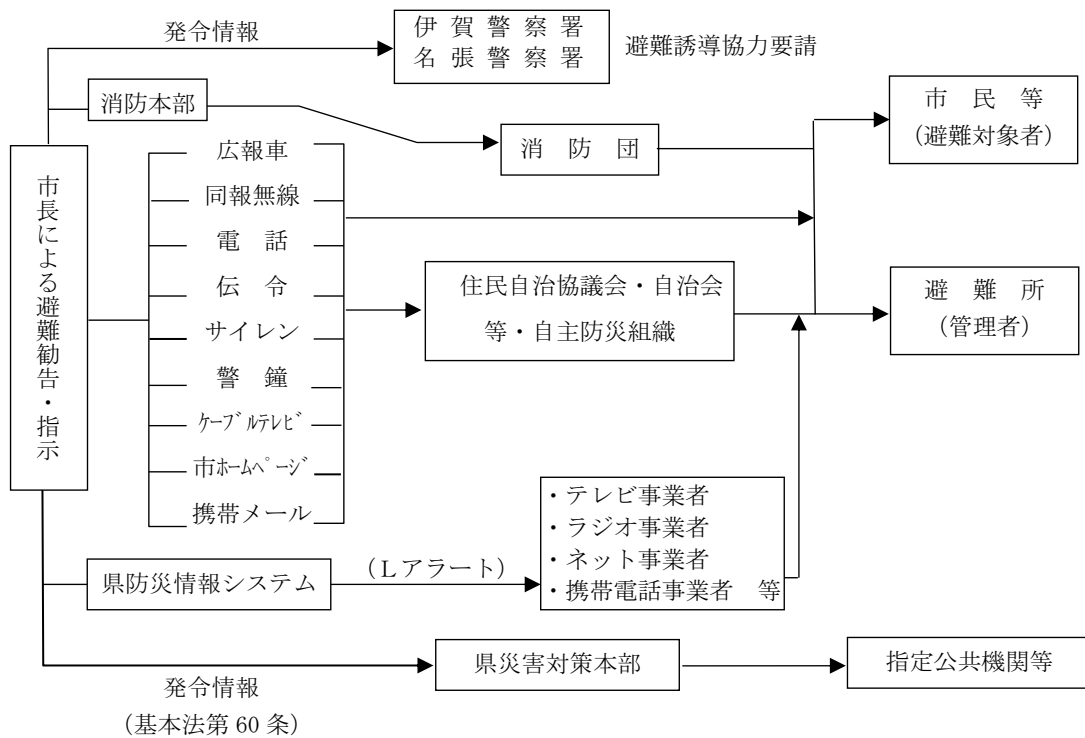
7 避難の勧告又は指示内容及びその周知

(1) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難時の注意事項等

〔避難指示の方法 概念図〕



(2) 避難の周知徹底

避難のため、立ち退き勧告、指示したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

ア 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

また、放送事業者や通信関連事業者等の情報伝達者を介して、避難情報等を一齐に配信できるLアラート（災害情報共有システム）を活用する。

イ 住民等に対する周知

① 指示等の周知

避難の指示又は勧告をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

- a 防災情報システムによる周知
- b 行政情報チャンネルによる周知
- c 広報車による周知
- d 携帯電話等のメール配信による周知
- e 三重県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

- f 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

- g 要配慮者及び観光客等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供を図る。

② 避難の指示文例

避難の指示文例は、次のとおりとする。

	平成 年 月 日
月 日 時	伊賀市災害対策本部指示
のため	地区は、被災の恐れがあるので、直ちに
に避難してください。	

③ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分	1分
	●—— 5秒	●—— 5秒	●——

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

8 避難勧告又は指示の解除

市長は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

9 避難場所への避難誘導

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

10 避難所への避難誘導、方法

(1) 避難の順序

「避難行動要支援者避難支援プラン」の実施に努めるものとし、避難立退きの誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

また、避難行動要支援者の情報把握については、避難行動要支援者名簿を使用して行うとともに、台帳等も活用し、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うこととする。

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災害対策本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をする。

11 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知を図る。

- (1) 避難に際して、必ず火気危険物等の始末を行う。
- (2) 避難に際して、最低3日分の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を準備する。
- (3) 避難に際して、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備する。
- (4) 避難に際して、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- (5) 持ち出す貴重品を準備する。
- (6) 必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめる。
- (7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

12 避難誘導

- (1) 避難誘導員は、自主防災組織、自治会等と協力し、警察官等と連携して行う。
- (2) 誘導にあたっては、指示された避難所へ自主防災組織単位、自治会等单位での集団避難を心がけ、要配慮者の避難誘導を優先的に行う。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。又、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (4) 避難にあたっては、携行品を必要最低限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 要配慮者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市等が手配した車両により移送する。移送にあたっては、必要に応じ警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請する。
- (6) 要配慮者の避難誘導

災害発生時において、要配慮者は迅速・的確な避難行動がとりにくいいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、要配慮者を適切に避難誘導するため、平常時より民生委員・児童委員等を中心に地域の要配慮者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための地域住民、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等の協力・連携体制を図る。

また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障がい者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等に協力を要請する。

13 避難所の開設等

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民や帰宅困難者を、一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。必要に応じて、避難場所の開設・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のために自主防災組織等のコミュニティを活用する。

ただし、避難者の健全な住生活を早期に確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供等により早期解消に努めるものとする。

(1) 収容する者の範囲

住居が全壊(焼)・流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者で、一時的に避難所に収容する必要のある者。

また、福祉避難所に関しては、前述の者の中で要配慮者であり、かつ福祉避難所への避難の必要のある者。

(2) 設置の方法

ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 自衛官の指示(自衛隊)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。

(自衛隊法第94条)

2 避難指示等の市民への広報(放送機関)

市長からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難方法

避難立ち退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。

(2) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアル等に沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(3) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(4) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

2 避難勧告等の情報の積極的な入手

市民は、フェイスブック等のSNS（Social Networking Service）などを活用し、避難勧告等の情報を自ら積極的に入手して、できるだけ早期での対応に努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

第1項 活動方針

- 地域住民等は、要配慮者の安全確保や避難行動要支援者の避難支援等に協力する。
- 市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(要配慮者関連施設)
要配慮者(避難行動要支援者)の安否確認	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	【発災12時間以内】 要配慮者(避難行動要支援者)の安否関連情報等を入手次第	・要配慮者(避難行動要支援者)の安否情報(防災関係機関)
避難行動要支援者への避難支援等	健康福祉部(避難行動要支援者支援班)	【発災72時間以内】 使用できる避難施設や要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者関連施設、避難所等)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

- 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。
- 2 要配慮者(避難行動要支援者)の安否確認
要配慮者(避難行動要支援者)の安否を確認するとともに、必要な避難施設の把握に努める。
- 3 避難行動要支援者の避難支援及び要配慮者の生活環境の確保
 - (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。
 - (2) 要配慮者の生活環境確保
被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。
- 4 避難所での生活が困難な要配慮者対策
避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活

が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

5 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

6 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、やさしい日本語や多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険サービス事業者及び社会福祉施設等と協働し、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を活用してあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及びその家族等の対策

市から〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、その家族等は要配慮者の支援を行う。

また、要配慮者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策

第1項 活動方針

○災害発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校・園における児童生徒等の安全確保	教育部、健康福祉部、各支所	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況(学校・防災関係機関)
登下校時の児童生徒等の安全確保	教育部、健康福祉部、各支所	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(学校・防災関係機関)
夜間・休日等における対応	教育部、健康福祉部、各支所	【発災3時間以内】発災後 できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(学校・防災関係機関)
学校・園の被害状況等の把握・情報提供	教育部、健康福祉部、各支所	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況(学校・防災関係機関)
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	教育部、健康福祉部、各支所	【発災12時間以内】 下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況(学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校・園(幼稚園、保育所、保育園)における児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園(幼稚園、保育所、保育園)の教職員は、災害による校(園)舎の損壊等により校(園)内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、教育委員会等に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防機関等に通報する。

(1) 在校(園)中の安全確保

児童生徒等の危険が予想される場合は、教育長又は学校長、園長の判断で、次により臨時休校(園)の措置をとる。

ア 在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう啓発する。

イ 災害が始業後にあった場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。なお、幼稚園、保育所、保育園については、保護者等に連絡し引き渡すものとする。ただし、保護者等が不在の者又は居住地域に危険のおそれがある者は、学校等に保護する。

登校(園)前に休校(園)の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。

ウ 学校長等は、災害等で校舎等が危険であると予想される場合は、直ちに教育委員会等に報告し、

適切な臨時避難の措置を行うとともに、教職員等を誘導にあたらせる。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる災害が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。また、児童生徒等の安否の確認に努め、教育委員会等に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防機関等に通報する。

災害に関する情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

災害により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、教育委員会等に対し安否情報を報告する。

4 学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の被害状況の把握、情報提供

教育委員会等は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めるとともに、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供する。

また、園（幼稚園、保育所、保育園）の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

5 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうことにより下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第1項 活動方針

- 気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 市民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
1 局地的大雨対策	防災総括部、建設部	【発災のおそれがある場合】 市内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台)
2 竜巻等突風対策	防災総括部、建設部	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(気象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(気象台)
3 雪害対策	防災総括部、建設部	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	・大雪に関する気象情報(気象台)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難勧告等の発令時期の検討等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨により道路通行止め措置等がなされた場合には、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となる。そのため、後述する「<市民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「<市民・事業者等が実施する対策> 2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

伊賀市災害廃棄物処理基本計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「<市民・事業者等が実施する対策> 3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者及び警察署その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難勧告等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることが重要である。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑

み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風、局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

ア 屋内での退避行動

- ① 窓やドア、外壁から離れる。
- ② 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ③ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

イ 屋外での退避行動

- ① コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ② 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ③ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

(1) 大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や24時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

(2) 雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりの落雪等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。